

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年7月から同年10月まで
② 平成14年2月及び同年3月

私は、平成13年2月末日でA市の会社を退職後、1年間はそのままA市に残り失業保険を受給しながら就職活動を行っていた。退職後に国民年金への切替手続きを行い、13年3月から14年3月までの国民年金保険料はA市役所B支所で毎月納付し、同年3月に実家のC町（現在は、D市）に戻ってきた。

しかし、国の記録によると、申立期間①については未納期間、申立期間②については申請免除期間となっていた。申立期間②については、取りあえず平成23年7月に国民年金保険料を追納したが、絶対に免除申請を行っていない。

申立期間①及び②の国民年金保険料は間違いなくA市で納付したので、申立期間①及び②を国民年金保険料納付済期間と認めて、二重払いしている申立期間②の保険料は還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は合計6か月と短期間であり、申立期間①を除き単身生活期間を含め国民年金加入期間について未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている。

また、申立期間①について、オンライン記録上、当該期間直前の平成13年4月から同年6月までの国民年金保険料は、毎月納付期限内に納付され、同年3月分の保険料は、申立期間①直後の同年11月28日に過年度納付されていることが確認できる上、申立人が保険料納付の原資として拳

げた失業保険、退職金及び積立金について、申立人の雇用保険支給記録及び退職所得の源泉徴収票から支給が確認でき、申立人が勤務していた事業所を吸収合併した事業所のE部の担当者の回答を踏まえると、申立期間①の保険料を納付する資金は十分にあったものと考えられ、上記の納付済みとなっている期間と申立期間①における申立人の生活に大きな変化が認められない状況において、申立人が、毎月、申立期間①の前月まで納付期限内に納付していながら、申立期間①を納付せずに、13年3月のみを過年度納付したとは考え難いことから、申立期間①に係る申立内容は信憑性が高いものと考えられる。

一方、申立期間②について、申立人は、「免除申請は行っていない。C町への転入手続や国民年金の住所変更等は、恐らく父親が行ってくれたと思う。」と述べているところ、i) オンライン記録上、平成14年3月26日に国民年金保険料の全額免除の申請が受け付けられ、同年4月25日に承認処理されていること、ii) 国民年金保険料の免除は、申請のあった日の属する月の前月から承認されること、iii) D市は、C町における対応について、「平成14年3月当時、窓口で転入者が国民年金の住所変更手続を行った際、前市での保険料の未納期間を確認していたが、未納期間の保険料納付書は作成していなかった。その際、失業を理由に国民年金保険料の支払が困難である旨の申出がなされた場合及び前市において未納期間がある場合は、来庁者が本人ではなく同一世帯の家族であった場合でも、免除申請の説明を行い、受付を行っていた。」と回答していることを踏まえると、当該期間について保険料の免除申請が行われた可能性は高いものと考えられる。

また、i) 申立人の雇用保険の支給は平成13年11月で終了していること、ii) F税務署から提供された申立人に係る平成14年分の所得税の確定申告書(写し)の社会保険料控除欄は空白であり、国民年金保険料の支払金額等の記載が無いこと、iii) 平成15年分の所得税の確定申告書(写し)の社会保険料控除欄及び平成16年度の国民年金保険料免除申請書(写し)の市町村確認欄中の社会保険料控除欄に記載された金額(平成15年分)は、オンライン記録上、申立人が15年12月12日に納付したこととされている国民年金保険料(平成15年4月から同年9月までの半額納付保険料と13年11月から14年1月までの過年度納付保険料の合計額)と一致していることを踏まえると、申立期間②及び13年11月から14年1月までの保険料をA市において納付していなかった可能性を否定できない。

さらに、申立人が申立期間②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間②に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成13年7月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

申立期間当時、私の国民年金保険料は口座振替で納付していた。平成9年4月から就職が決まっていたので、同月からの国民年金保険料の口座振替を停止するため、私の母親がA銀行B支店で確認したところ、「月の10日までに廃止届を提出した場合、翌月の振替分から適用される。」と言われ、9年3月5日に口座振替廃止届を提出した。しかし、私の年金記録を確認したところ、申立期間が未納となっており納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、口座振替で納付していた。」と主張しているところ、申立人が国民年金保険料を口座振替していたA銀行から提出された申立人名義の預金口座に係る預金月間取引明細表の写しにおいて、平成9年2月の国民年金保険料が同年2月28日に口座振替されている記載は確認できるものの、申立期間の保険料に係る口座振替の記載は確認できない。

また、申立人の国民年金保険料の口座振替を行っていたA銀行及び申立人が居住していたC市に事情を照会しても、申立期間の保険料が口座振替されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係るC市の平成8年度分の国民年金保険料検認記録簿において、平成8年4月から9年2月までの各日計日欄には、それぞれ日付が印字されているものの、申立期間は空欄となっており、オンライン記録と一致している上、オンライン記録によれば、申立期間が時効となる前の11年2月12日に納付書が作成されていることが確認できることから、

少なくともこの時点において、申立期間は未納であったものと推認できる
ところ、申立人には、申立期間の保険料を納付書で納付したとの主張は無
い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたこと
を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る
国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から47年9月まで

私は、20歳になった翌年の昭和45年2月に結婚したが、その際、元夫と共にA県B市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を、元夫と一緒に、同月から毎月、同市役所で納付してきた。

しかし、ねんきん定期便によると、昭和45年2月から47年9月までの期間の国民年金保険料が未納になっていることが分かった。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和45年2月に結婚した際、元夫と共にA県B市役所で国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和47年11月頃に元夫と同時になされたものと推認でき、申立人の主張と異なっている上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市の国民年金被保険者名簿において、申立期間については、未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立人の元夫に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月25日から32年8月15日まで

私は、学校卒業後、A社B工場に入社し働いていたが、他の社員とトラブルになり、昭和32年8月頃、退職の手続をしないままC県D郡E村(現在は、C県F市)の実家に帰り、辞めてしまった。そのため、脱退手当金の請求手続をしていないし、受け取ってもいないのに、私が脱退手当金を受け取ったことになっていることに納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録のある計100人の女性(申立人を含む。)のうち、昭和29年5月1日から申立人の資格喪失日(昭和32年8月15日)の4年後である36年8月14日までに厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた35人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、33人に脱退手当金が支給決定されており、うち28人については当該事業所に係る被保険者資格喪失日から3か月以内に支給決定されている(いずれも申立人を含む。)上、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は公的年金制度における通算年金制度の創設前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社B工場に係る被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年9月17日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳(いわゆる「旧台帳」)の保険給付欄には、脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給

(開始)年月日等が記載されている上、その支給額に計算上の誤りは無く、オンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定が行われた昭和 32 年 9 月 17 日には、「実家の C 県 D 郡 E 村に居住しており、G 県にはいなかった。」と述べているところ、申立人は、「実家に帰った後、2、3 か月ぐらいたって、内容は分からないが労働組合から 3 万円が送られてきた。また、会社から帰ってきてほしいという手紙と荷物が送られてきた。」と述べていることから、A 社 B 工場は申立人の所在を把握していたと考えられる上、支給決定を行った社会保険事務所（当時）の管轄外に居住している者への脱退手当金の支払については、制度上、銀行又は郵便局の窓口で受け取る隔地払いの方法もあることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給できた可能性も否定できない。

加えて、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 12 日から 61 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社B部にパートとして勤務していた。勤務地は、C社D店内にあった「E社」であり、そこでF業務等の仕事を行っていた。当時の給与明細書は所持していないが、当該明細書の社会保険料欄に金額が記載してあったことを記憶しているほか、昭和 58 年に当該事業所に勤務していたことを夫の勤務先に届け出るのを忘れたため、私が社会保険に加入していたにもかかわらず夫の給料に扶養手当が含まれていたことが判明し、その後、1年分程度をまとめて返金したことも記憶している。

昭和 61 年 4 月からは夫の扶養に入るため、勤務日数等を減らして平成 3 年まで継続して勤務していたが、申立期間については社会保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B部は、厚生年金保険の適用事業所として登録されておらず、申立期間において申立人がE社と一緒に勤務していたとして氏名を挙げている同僚は、全員がC社（現在は、G社）に厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が勤務していたとしているE社の従業員は、C社において厚生年金保険に加入していたと推認されるところ、前述の同僚のうち事情を聴取できた複数の者の証言及び同僚の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していた可能性がある。

しかし、事情を聴取できた前述の複数の同僚は、申立人はパート従業員として勤務していたが、勤務時間等については分からない旨述べており、

パート従業員でC社に係る厚生年金保険の被保険者資格の確認ができる同僚と同じ勤務形態であったかどうかについても確認できない上、申立人が氏名を挙げたパート従業員の同僚については、申立期間において全員が雇用保険に加入しているものの、申立人には当該期間における雇用保険の加入記録がないほか、申立人は、「昭和 58 年に当該事業所に勤務していたことを夫の勤務先に届け出るのを忘れ、その後、1年分程度の扶養手当をまとめて返金したことを記憶している。」としているが、H県I課は、「夫の勤務先に照会したところ、昭和 54 年 4 月 1 日から平成 3 年 8 月までの期間は扶養手当が支給されており、扶養を外れたことを確認できる届出書等は確認できなかった。」としており、申立人の夫が加入していた共済組合も、申立期間を含む昭和 54 年 4 月 1 日から平成 3 年 8 月 29 日までの期間は、継続した被扶養者期間であったと回答していることから、申立人は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当しないような勤務時間等で勤務していたと推認される。

また、G社は、「資料が無いので、当時のことは不明である。」と回答しており、前述の事情を聴取できた複数の同僚からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、C社が加入している厚生年金基金の加入記録においても申立人の氏名は確認できない上、申立人が同期入社だったとしているパート従業員が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 57 年 12 月及び申立期間始期の 58 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番はなく、不自然な記録訂正が行われていた形跡も見当たらない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。